

ご存じですか？

～福祉医療費の助成制度～

市は、以下のような医療費助成を行っています。受給資格があり、まだ受給者証の交付申請をしていない人は、福祉課へ申請してください。

区分	受給資格者	申請時期	助成方法
こども	義務教育修了までの子 (満15歳到達後の最初の3月31日まで) 小学校就学前用(満6歳到達後の最初の3月31日まで)の受給者証(うぐいす色)および、小学校修了前用(満12歳到達後の最初の3月31日まで)の受給者証(水色)を持っている人には、有効期間の切れる約2週間前に延長分の受給者証(水色)を市から送付します。	誕生日を含め30日以内 転入日から30日以内	県内の医療機関 健康保険証、受給者証を医療機関の窓口に表示することにより無料 県外の医療機関 自己負担額を医療機関の窓口で支払い、診療を受けた翌月以降に福祉課へ支給申請をする
重度心身障がい者 (次の～のいづれかに該当する人)	身体障害者手帳1～3級を持っている人 65歳未満の身体障害者手帳4級所持者のうち、本人の前年所得が市民税均等割以下の人 65歳未満の身体障害者手帳4級所持者のうち、戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)を持っている人 65歳以上で身体障害者手帳4級を持っている人 療育手帳を持っている人 精神障害者保健福祉手帳1、2級を持っている人	手帳の交付日から30日以内 転入日から30日以内	
母子家庭等	18歳に到達する年度末までの児童(以下、該当児童)を扶養している、配偶者のいない母親とその該当児童 父母のいない該当児童	母子家庭等・父子家庭に該当した日から30日以内	
父子家庭	該当児童を扶養している、配偶者のいない父親とその該当児童	転入日から30日以内	

申請が遅れると助成期間が短くなる場合があります。

福祉医療費Q & A

Q1. 助成対象になるのは？

A1. 保険内診療にかかる自己負担額(高額療養費が支給される場合は自己負担額まで)です。

Q2. 助成対象にならないのは？

A2. 初診にかかる特定療養費、室料差額、検診費用、文書料などの保険外医療費また、入院時食事療養に係る標準負担額、入院時生活療養費にかかる標準負担額は対象になりません。

Q3. 届出事項に変更があったら？

A3. 住所、加入保険(健康保険証)に変更があった場合や、受給資格がなくなった場合は、速やかに福祉課に届け出をしてください。



問合せ 福祉課